

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定（変更）届出書

令和8年3月24日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう
住所 東京都千代田区永田町2-11-1
(ふりがな) かぶしきがいしやえぬ・てい・てい・どこも
氏名 株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 前田 義晃
登録年月日 平成16年4月1日
登録番号 第74号
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和8年4月1日
------	----------

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

添付資料

別紙 接続約款新旧対照表（4月1日実施）

別紙 技術的条件集新旧対照表（4月1日実施）

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新		旧	
	うためのシステム		らに関する情報の管理を行うためのシステム
56 U S I Mカード	X i サービス契約約款又は 5 G サービス契約約款に規定するドコモ U I Mカードであって、当社が協定事業者を通じて X i 特定接続契約者又は 5 G 特定接続契約者に貸与するもの	56 U S I Mカード	F O M A サービス契約約款 、X i サービス契約約款又は 5 G サービス契約約款に規定する F O M A カード 又はドコモ U I Mカードであって、当社が協定事業者を通じて F O M A 特定接続契約者 、X i 特定接続契約者又は 5 G 特定接続契約者に貸与するもの
<p>（接続により提供する機能）</p> <p>第 9 条 当社は、接続により別表 1（接続により提供する機能）の 1 - 1（基本接続機能）、1 - 2（付加接続機能）及び 1 - 3（個別占有的接続機能）に掲げる接続機能を提供します。</p> <p>2 当社は、当社の契約者に対し X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款又はワイドスターⅢ通信サービス契約約款により提供している付加機能のうち、別表 1（接続により提供する機能）の 1 - 4（付加機能接続機能）に掲げる機能に接続する機能を提供します。</p> <p>（契約数等の提出）</p> <p>第 39 条の 4 協定事業者のうち、仮想携帯電話事業者は、X i サービス契約約款に規定する X i 特定接続契約及び 5 G サービス契約約款に規定する 5 G 特定接続契約の契約者回線に係る契約数等について、当社が主務官庁等へ報告するために必要な情報を当社に提出することを要するものとします。</p>		<p>（接続により提供する機能）</p> <p>第 9 条 当社は、接続により別表 1（接続により提供する機能）の 1 - 1（基本接続機能）、1 - 2（付加接続機能）及び 1 - 3（個別占有的接続機能）に掲げる接続機能を提供します。</p> <p>2 当社は、当社の契約者に対しF O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款又はワイドスターⅢ通信サービス契約約款により提供している付加機能のうち、別表 1（接続により提供する機能）の 1 - 4（付加機能接続機能）に掲げる機能に接続する機能を提供します。</p> <p>（契約数等の提出）</p> <p>第 39 条の 4 協定事業者のうち、仮想携帯電話事業者は、F O M A サービス契約約款に規定する F O M A 特定接続契約、X i サービス契約約款に規定する X i 特定接続契約及び 5 G サービス契約約款に規定する 5 G 特定接続契約の契約者回線に係る契約数等について、当社が主務官庁等へ報告するために必要な情報を当社に提出することを要するものとします。</p>	

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新	旧
<p>（相互接続通信の切断）</p> <p>第45条 当社は、X i サービス契約約款、5 Gサービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款中通信の切断に係る規定、並びにワイドスター通信サービス契約約款中通話の切断に係る規定に準じ相互接続通信を切断することがあります。</p> <p>（相互接続通信及び他社相互接続通信の制限）</p> <p>第46条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、当社のX i サービス契約約款、5 Gサービス契約約款、ワイドスターⅢ通信サービス契約約款及び専用回線等接続サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定、並びにワイドスター通信サービス契約約款中通話利用の制限に係る規定に準じ相互接続通信を制限することがあります。</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、当社は、X i サービス契約約款、5 Gサービス契約約款、ワイドスターⅢ通信サービス契約約款中通信時間等の制限に係る規定、ワイドスター通信サービス契約約款中通話時間等の制限に係る規定、並びに専用回線等接続サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。</p> <p>3 当社は、前 2 項の規定により相互接続通信を制限する場合には、最大限の疎通の確保に努めます。この場合において、相互接続通信とその他の通信を公平に扱うものとします。</p> <p>4 協定事業者は、協定事業者の電気通信設備において他社相互接続通信を制限するときは、最大限に疎通を確保し、他社相互接続通信とその他の通信を公平に扱うよう努めることとします。</p> <p>5 当社及び協定事業者は、相互接続通信又は他社相互接続通信を制限する場合には、協定事業者と協議の上定める保守確認事項により協力するものとします。</p>	<p>（相互接続通信の切断）</p> <p>第45条 当社は、FOMAサービス契約約款、X i サービス契約約款、5 Gサービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款中通信の切断に係る規定、並びにワイドスター通信サービス契約約款中通話の切断に係る規定に準じ相互接続通信を切断することがあります。</p> <p>（相互接続通信及び他社相互接続通信の制限）</p> <p>第46条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、当社のFOMAサービス契約約款、X i サービス契約約款、5 Gサービス契約約款、ワイドスターⅢ通信サービス契約約款及び専用回線等接続サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定、並びにワイドスター通信サービス契約約款中通話利用の制限に係る規定に準じ相互接続通信を制限することがあります。</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、当社は、FOMAサービス契約約款、X i サービス契約約款、5 Gサービス契約約款、ワイドスターⅢ通信サービス契約約款中通信時間等の制限に係る規定、ワイドスター通信サービス契約約款中通話時間等の制限に係る規定、並びに専用回線等接続サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。</p> <p>3 当社は、前 2 項の規定により相互接続通信を制限する場合には、最大限の疎通の確保に努めます。この場合において、相互接続通信とその他の通信を公平に扱うものとします。</p> <p>4 協定事業者は、協定事業者の電気通信設備において他社相互接続通信を制限するときは、最大限に疎通を確保し、他社相互接続通信とその他の通信を公平に扱うよう努めることとします。</p> <p>5 当社及び協定事業者は、相互接続通信又は他社相互接続通信を制限する場合には、協定事業者と協議の上定める保守確認事項により協力するものとします。</p>

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新	旧
<p>(手続費の支払義務)</p> <p>第56条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。</p> <p>(1) 当社が、第64条（請求金額に不符合がある場合の取扱い）第1項に規定する課金照会を行った場合であって、照会の結果、協定事業者が差異の発生原因を有したとき、又は同条第2項に規定する課金照会を行ったとき。</p> <p>(2) 別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる場合又は当社及び協定事業者が利用者料金設定事業者となる場合であって、別表2（接続形態）第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が第74条（利用者料金の請求）の規定により利用者料金を請求、回収するとき。</p> <p>(3) その協定事業者が、第82条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項及び第2項に規定する契約者情報の提供を受けたとき。</p> <p>(4) その協定事業者が、第82条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項に規定する異動情報の提供を受けたとき。</p> <p>(5) その協定事業者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他接続に必要な装置等の設置に付随した作業を行ったとき。</p> <p>(6) 第80条（接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。</p> <p>(7) 当社が、X i 特定接続契約又は5 G特定接続契約の契約者回線に係る登録又は変更に必要な手続きを行ったとき。</p> <p>2 協定事業者は、手続きの停止又は中止（以下、この条において「解除等」といいます。）の申込みがあった場合には、その解除等により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額を負担することを要し</p>	<p>(手続費の支払義務)</p> <p>第56条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。</p> <p>(1) 当社が、第64条（請求金額に不符合がある場合の取扱い）第1項に規定する課金照会を行った場合であって、照会の結果、協定事業者が差異の発生原因を有したとき、又は同条第2項に規定する課金照会を行ったとき。</p> <p>(2) 別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる場合又は当社及び協定事業者が利用者料金設定事業者となる場合であって、別表2（接続形態）第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が第74条（利用者料金の請求）の規定により利用者料金を請求、回収するとき。</p> <p>(3) その協定事業者が、第82条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項及び第2項に規定する契約者情報の提供を受けたとき。</p> <p>(4) その協定事業者が、第82条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項に規定する異動情報の提供を受けたとき。</p> <p>(5) その協定事業者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他接続に必要な装置等の設置に付随した作業を行ったとき。</p> <p>(6) 第80条（接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。</p> <p>(7) 当社が、FOMA特定接続契約、X i 特定接続契約又は5 G特定接続契約の契約者回線に係る登録又は変更に必要な手続きを行ったとき。</p> <p>2 協定事業者は、手続きの停止又は中止（以下、この条において「解除等」といいます。）の申込みがあった場合には、その解除等により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額を負担することを要し</p>

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新	旧
<p>ます。</p> <p>（電話ユニバーサルサービス料の支払義務） 第56条の2 協定事業者は、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定に基づき別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するX i 特定接続契約者回線管理機能、5 G 特定接続契約者回線管理機能、X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能又は5 G 特定接続契約者（音声）回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対して電話ユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、番号規則別表第3号に定める電気通番号を用いる場合は、この限りではありません。</p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話ユニバーサルサービス料の料金額は、X i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定する電話ユニバーサルサービス料に相当する額とします。</p> <p>3 第1項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第2項及び第3項を準用することとし、同条第2項中「定額制の網使用料」とあるのは、「電話ユニバーサルサービス料」と読み替えるものとします。</p> <p>（電話リレーサービス料の支払義務） 第56条の5 協定事業者は、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定に基づき別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するX i 特定接続契約者回線管理機能、5 G 特定接続契約者回線管理機能、X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能又は5 G 特定接続契約者（音声）回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、番号規則別表第3号に定める電気通番号を用いる場合は、この限りではありません。</p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話リレーサービス料の料金額は、X i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定する電話リ</p>	<p>ます。</p> <p>（電話ユニバーサルサービス料の支払義務） 第56条の2 協定事業者は、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定に基づき別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するF O M A 特定接続契約者回線管理機能、X i 特定接続契約者回線管理機能、5 G 特定接続契約者回線管理機能、F O M A 特定接続契約者（音声）回線管理機能、X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能又は5 G 特定接続契約者（音声）回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対して電話ユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、番号規則別表第3号に定める電気通番号を用いる場合は、この限りではありません。</p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話ユニバーサルサービス料の料金額は、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定する電話ユニバーサルサービス料に相当する額とします。</p> <p>3 第1項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第2項及び第3項を準用することとし、同条第2項中「定額制の網使用料」とあるのは、「電話ユニバーサルサービス料」と読み替えるものとします。</p> <p>（電話リレーサービス料の支払義務） 第56条の5 協定事業者は、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定に基づき別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するF O M A 特定接続契約者回線管理機能、X i 特定接続契約者回線管理機能、5 G 特定接続契約者回線管理機能、F O M A 特定接続契約者（音声）回線管理機能、X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能又は5 G 特定接続契約者（音声）回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、番号規則別表第3号に定める電気通番号を用いる場合は、この限りではありません。</p>

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新	旧
<p>ーサービス料に相当する額とします。</p> <p>3 第 1 項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第53条の 2（定額制の網使用料の支払義務）第 2 項及び第 3 項を準用することとし、同条第 2 項中「定額制の網使用料」とあるのは、「電話リレーサービス料」と読み替えるものとします。</p> <p>（接続料金の実績に基づく精算）</p> <p>第61条の 3 当社は、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）第 7 欄、第 7 欄の 2、第 9 欄及び第 9 欄の 2 に規定する料金額について、その事業年度の原価及び需要の実績（以下、「当年度実績」という）を把握したときは、当該料金額と当年度実績によって算定した精算のための料金額との差額に、当該年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。</p> <p>（接続料金の遡及適用）</p> <p>第62条 当社は、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。</p> <p>ただし、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）第 7 欄、第 7 欄の 2、第 9 欄及び第 9 欄の 2 に規定する料金額については、除きます。</p> <p>（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）</p> <p>第82条 当社は、協定事業者（別表 2（接続形態）において指定する接続形態において、利用者料金設定事業者となる国際系事業者に限ります。以下、この条において同じとします。）から、お客様情報照会書により X i サービス、5 G サービス、ワイドスター通信サービス及びワイドスター III 通信サービスの契約者に係る契約者回線番号等又は契約者の住所等の情報の提供を求められた場合は、次の場合に限り、その提供を求められた情報（その契約者の住所等が変更され</p>	<p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話リレーサービス料の料金額は、FOMAサービス契約約款、X i サービス契約約款又は 5 G サービス契約約款に規定する電話リレーサービス料に相当する額とします。</p> <p>3 第 1 項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第53条の 2（定額制の網使用料の支払義務）第 2 項及び第 3 項を準用することとし、同条第 2 項中「定額制の網使用料」とあるのは、「電話リレーサービス料」と読み替えるものとします。</p> <p>（接続料金の実績に基づく精算）</p> <p>第61条の 3 当社は、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）第 6 欄、第 7 欄、第 7 欄の 2、第 8 欄、第 9 欄及び第 9 欄の 2 に規定する料金額について、その事業年度の原価及び需要の実績（以下、「当年度実績」という）を把握したときは、当該料金額と当年度実績によって算定した精算のための料金額との差額に、当該年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。</p> <p>（接続料金の遡及適用）</p> <p>第62条 当社は、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。</p> <p>ただし、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）第 6 欄、第 7 欄、第 7 欄の 2、第 8 欄、第 9 欄及び第 9 欄の 2 に規定する料金額については、除きます。</p> <p>（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）</p> <p>第82条 当社は、協定事業者（別表 2（接続形態）において指定する接続形態において、利用者料金設定事業者となる国際系事業者に限ります。以下、この条において同じとします。）から、お客様情報照会書により FOMAサービス、X i サービス、5 G サービス、ワイドスター通信サービス及びワイドスター III 通信サービスの契約者に係る契約者回線番号等又は契約者の住所等の情報の提供を求められた場合は、次の場合に限り、その提供を求められた情報（その契約者の</p>

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新	旧
<p>ているときは、変更後の契約者の住所等とします。）を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者（以下、この条において「対象契約者」といいます。）の氏名及び契約者回線番号等の不一致等により回答できないときは、その旨協定事業者に通知します。</p> <p>(1) 対象契約者がその協定事業者の契約者及び契約の申込みをした者（以下、この条において「契約者等」とします。）であること。</p> <p>(2) 対象契約者の氏名及び契約者回線番号等が、当社の契約者の氏名及び契約者回線番号等と一致すること。</p> <p>(3) その協定事業者が、その契約者情報の提供を当社から受け取ることに付いて、対象契約者の同意を書面により得ていること。</p> <p>(4) 協定事業者は、提供された契約者情報の取扱いにあたって、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」等の法令等を遵守すること。</p> <p>(5) その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務遂行上支障がないこと。</p> <p>2 当社は、協定事業者から前項に規定する契約者情報の提供を求められた場合であって、X i サービス契約約款、5 Gサービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款に定める住所変更の届出があったときは、その異動内容及び異動年月日の情報を提供します。</p> <p>3 当社は、協定事業者からX i サービス、5 Gサービス、ワイドスター通信サービス及びワイドスターⅢ通信サービスの契約者に係る契約者回線番号等の異動情報の提供を求められた場合は、第1項各号の規定に加え、次の場合に限り、その求められた情報を電子ファイルにより提供します。ただし、この場合において第1項第1号に定める規定については、契約の申込みをした者を除くものとし、第1項第2号に定める規定については、契約者の氏名を含まないものとします。</p> <p>(1) 協定事業者が当社に、当社が情報提供処理に必要な対象契約者の契約者回線番号等の情報を、電子ファイル（当社及び協定事業者間で決定した方法に限り、）により提供すること。</p> <p>(2) 協定事業者の使用目的が料金請求、回収等特に業務遂行上必要な用途であること。</p> <p>4 当社は、契約者情報及び異動情報の提供にあたって必要であると判断したときは、その協定事業者によるその契約者等の同意書の提出を求めることがあります。</p>	<p>住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。）を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者（以下、この条において「対象契約者」といいます。）の氏名及び契約者回線番号等の不一致等により回答できないときは、その旨協定事業者に通知します。</p> <p>(1) 対象契約者がその協定事業者の契約者及び契約の申込みをした者（以下、この条において「契約者等」とします。）であること。</p> <p>(2) 対象契約者の氏名及び契約者回線番号等が、当社の契約者の氏名及び契約者回線番号等と一致すること。</p> <p>(3) その協定事業者が、その契約者情報の提供を当社から受け取ることに付いて、対象契約者の同意を書面により得ていること。</p> <p>(4) 協定事業者は、提供された契約者情報の取扱いにあたって、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」等の法令等を遵守すること。</p> <p>(5) その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務遂行上支障がないこと。</p> <p>2 当社は、協定事業者から前項に規定する契約者情報の提供を求められた場合であって、FOMAサービス契約約款、X i サービス契約約款、5 Gサービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款に定める住所変更の届出があったときは、その異動内容及び異動年月日の情報を提供します。</p> <p>3 当社は、協定事業者からFOMAサービス、X i サービス、5 Gサービス、ワイドスター通信サービス及びワイドスターⅢ通信サービスの契約者に係る契約者回線番号等の異動情報の提供を求められた場合は、第1項各号の規定に加え、次の場合に限り、その求められた情報を電子ファイルにより提供します。ただし、この場合において第1項第1号に定める規定については、契約の申込みをした者を除くものとし、第1項第2号に定める規定については、契約者の氏名を含まないものとします。</p> <p>(1) 協定事業者が当社に、当社が情報提供処理に必要な対象契約者の契約者回線番号等の情報を、電子ファイル（当社及び協定事業者間で決定した方法に限り、）により提供すること。</p> <p>(2) 協定事業者の使用目的が料金請求、回収等特に業務遂行上必要な用途であること。</p>

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新	旧
<p>5 情報提供にあたり、契約者等から苦情、訴え等があった場合には、協定事業者はその責任により対応することとします。この場合において、当社は責任を負いません。</p> <p>6 契約者情報及び異動情報の提供に係る具体的な事務処理については、当社と協定事業者との協議の上定める国際電話利用契約者情報の提供に関する事業者間確認事項に規定します。</p> <p>（接続協議等に関する情報等の提供）</p> <p>第87条 当社は、接続協議等に関する情報、X i サービス又は5 Gサービスの営業区域に関する情報、並びに料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第4欄及び第6欄に規定する機能の利用にあたって支払いが必要となる費用の見込みの額に係る情報をインターネットホームページ等において掲示します。</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社は、接続申込者から請求があるときは、第25条の4（移動無線装置に係る確認試験の実施）に規定する移動無線装置との確認試験の実施、第25条の5（業務支援システムの利用に関する申込み）に規定する業務支援システムの利用、第25条の6（U S I Mカードの貸与に係る請求）に規定するU S I Mカードの貸与に係る請求に必要な情報を当社の事務取扱所において、提供するものとします。</p> <p>ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p> <p>3 前2項の規定によるほか、当社は、接続申込者から請求があるときは、以下の情報について、当社の事務取扱所において、提供するものとします。ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p> <p>(1) 料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第1欄、第3欄、第7欄、第7欄の2、第9欄、第9欄の2に規定する料金額（ただし、第7欄、第7欄の2、第9欄、第9欄の2については、第61条の3（接続料金の実績に基づく精算）に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額に限る）、及び料金表第3表（その他の費用）第1（U</p>	<p>4 当社は、契約者情報及び異動情報の提供にあたって必要であると判断したときは、その協定事業者によるその契約者等の同意書の提出を求めることがあります。</p> <p>5 情報提供にあたり、契約者等から苦情、訴え等があった場合には、協定事業者はその責任により対応することとします。この場合において、当社は責任を負いません。</p> <p>6 契約者情報及び異動情報の提供に係る具体的な事務処理については、当社と協定事業者との協議の上定める国際電話利用契約者情報の提供に関する事業者間確認事項に規定します。</p> <p>（接続協議等に関する情報等の提供）</p> <p>第87条 当社は、接続協議等に関する情報、F O M Aサービス、X i サービス又は5 Gサービスの営業区域に関する情報、並びに料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第4欄、第5欄及び第6欄に規定する機能の利用にあたって支払いが必要となる費用の見込みの額に係る情報をインターネットホームページ等において掲示します。</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社は、接続申込者から請求があるときは、第25条の4（移動無線装置に係る確認試験の実施）に規定する移動無線装置との確認試験の実施、第25条の5（業務支援システムの利用に関する申込み）に規定する業務支援システムの利用、第25条の6（U S I Mカードの貸与に係る請求）に規定するU S I Mカードの貸与に係る請求に必要な情報を当社の事務取扱所において、提供するものとします。</p> <p>ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p> <p>3 前2項の規定によるほか、当社は、接続申込者から請求があるときは、以下の情報について、当社の事務取扱所において、提供するものとします。ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p> <p>(1) 料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第1欄、第3欄、第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄、第9欄の2に規定する料金額（ただし、第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄、第9欄の2については、第61条の3（接続料金の実績に基づく精算）に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額に限る）、及び料金表</p>

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新	旧
<p>S I Mカードの貸与に係る費用) 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用の額) に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率に関する情報</p> <p>(2) 料金表第1表 (接続料金) 第1 (網使用料) 2 (料金額) 第1欄、第3欄、第7欄、第7欄の2、第9欄、第9欄の2に規定する料金額 (ただし、第7欄、第7欄の2、第9欄、第9欄の2については、第61条の3 (接続料金の実績に基づく精算) に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額に限る)、及び料金表第3表 (その他の費用) 第1 (U S I Mカードの貸与に係る費用) 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用の額) に規定する費用の額について、原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報 (なお、第7欄、第7欄の2、第9欄、第9欄の2について、当年度実績によって算定した精算のための料金額の算定に用いた需要の対前年度比に関する情報は、毎事業年度経過後6ヶ月を経過する日から提供します。)</p> <p>(3) 第61条の3 (接続料金の実績に基づく精算) に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額の算定に用いた原価、利潤及び需要に対する料金表第1表 (接続料金) 第1 (網使用料) 2 (料金額) 第7欄、第7欄の2、第9欄、第9欄の2に規定する料金額の算定に用いた原価、利潤及び需要のそれぞれの比率に関する情報</p> <p>(4) 料金表第1表 (接続料金) 第1 (網使用料) 2 (料金額) 第7欄、第7欄の2、第9欄、第9欄の2に規定する料金額の算定に用いた第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要について、その予測に用いた算定方法 (計算式等具体的な考え方を含む。) に関する情報</p> <p>4 前3項の規定によるほか、当社は、業務支援システム、又はU S I Mカードの機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報、並びに当社の電気通信設備における通信障害等に関する情報を、当社が別に定める方法により協定事業者に通知することとします</p>	<p>第3表 (その他の費用) 第1 (U S I Mカードの貸与に係る費用) 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用の額) に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率に関する情報</p> <p>(2) 料金表第1表 (接続料金) 第1 (網使用料) 2 (料金額) 第1欄、第3欄、<u>第6欄</u>、第7欄、第7欄の2、<u>第8欄</u>、第9欄、第9欄の2に規定する料金額 (ただし、<u>第6欄</u>、第7欄、第7欄の2、<u>第8欄</u>、第9欄、第9欄の2については、第61条の3 (接続料金の実績に基づく精算) に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額に限る)、及び料金表第3表 (その他の費用) 第1 (U S I Mカードの貸与に係る費用) 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用の額) に規定する費用の額について、原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報 (なお、<u>第6欄</u>、第7欄、第7欄の2、<u>第8欄</u>、第9欄、第9欄の2について、当年度実績によって算定した精算のための料金額の算定に用いた需要の対前年度比に関する情報は、毎事業年度経過後6ヶ月を経過する日から提供します。)</p> <p>(3) 第61条の3 (接続料金の実績に基づく精算) に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額の算定に用いた原価、利潤及び需要に対する料金表第1表 (接続料金) 第1 (網使用料) 2 (料金額) <u>第6欄</u>、第7欄、第7欄の2、<u>第8欄</u>、第9欄、第9欄の2に規定する料金額の算定に用いた原価、利潤及び需要のそれぞれの比率に関する情報</p> <p>(4) 料金表第1表 (接続料金) 第1 (網使用料) 2 (料金額) <u>第6欄</u>、第7欄、第7欄の2、<u>第8欄</u>、第9欄、第9欄の2に規定する料金額の算定に用いた第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要について、その予測に用いた算定方法 (計算式等具体的な考え方を含む。) に関する情報</p> <p>4 前3項の規定によるほか、当社は、業務支援システム、又はU S I Mカードの機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報、並びに当社の電気通信設備における通信障害等に関する情報を、当社が別に定める方法により協定事業者に通知することとします。</p>

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新		旧	
第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用		第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1)～(7) 略		(1)～(7) 略	
(8) 削除	===== =====	(8) <u>F O M A 直収バケ ット接続機能に係る 料金の適用</u>	<u>F O M A 直収バケ ット接続機能に係る 料金については、2 (料金額) (6)の料金額を適用します。</u>
(9)～(9) の2 略		(9)～(9) の2 略	
(10) 削除	===== =====	(10) <u>F O M A 特定 接続契約者回線管 理機能に係る料金 の適用</u>	<u>F O M A 特定接続契約者回線管理機能に係る料金につ いては、2 (料金額) (8)の料金額を適用します。 (ただし、F O M A 特定接続契約者 (音声) 回線管理 機能を利用する場合を除く)</u>
(11)～(11) の2 略		(11)～(11) の2 略	
(11)の3 削除	===== =====	(11)の3 <u>F O M A 特 定接続契約者 (音 声) 回線管理機能 に係る料金の適用</u>	<u>F O M A 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能に係 る料金については、2 (料金額) (9)の3の料金額を適用 します。</u>
(11)の4～(13) 略		(11)の4～(13) 略	

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新				旧						
(14) 削除	<u>=====</u>			(14) <u>F O M A 特定接続契約者回線課金情報提供機能に係る料金の適用</u>	<u>F O M A 特定接続契約者回線課金情報提供機能に係る料金については、2（料金額）(12)の料金額を適用します。</u>					
(15)～(17) 略				(15)～(17) 略						
(18) 適用する機能の組み合わせ	X i 直収バケット接続機能及びX i 特定接続契約者回線管理機能、5 G 直収バケット接続機能及び5 G 特定接続契約者回線管理機能は、 <u>第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）</u> 表中第4欄、又は同表中第4欄及び第6欄に規定する機能とともに組み合わせて適用されます。			(18) 適用する機能の組み合わせ	<u>F O M A 直収バケット接続機能及びF O M A 特定接続契約者回線管理機能は、第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）</u> 表中第4欄、又は同表中第4欄及び第5欄に規定する機能とともに組み合わせて適用されます。また、X i 直収バケット接続機能及びX i 特定接続契約者回線管理機能、5 G 直収バケット接続機能及び5 G 特定接続契約者回線管理機能は、同表中第4欄、又は同表中第4欄及び第6欄に規定する機能とともに組み合わせて適用されます。					
2 料金額				2 料金額						
区 分		単 位	料金額	備考	区 分		単 位	料金額	備考	
(1)～(5) 略				(1)～(5) 略						
(6) 削除	<u>=====</u>			(6) <u>F O M A 直収バケット接続機能</u>	<u>ア</u>	<u>GTP 接続</u>	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	<u>(ア) 10Mb/s のもの</u>	<u>109,311円</u>	<u>月額</u>
								<u>(イ) 10Mb/s を超える1.0</u>	<u>10,931円</u>	<u>月額</u>

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新				旧			
						Mb/sごとに	
				令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/sのもの	101,040円	月額
					(イ) 10Mb/sを超える1.0 Mb/sごとに	10,104円	月額
				令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/sのもの	94,880円	月額
					(イ) 10Mb/sを超える1.0 Mb/sごとに	9,488円	月額
				イ 削除			
(7)～(7)の2 略				(7)～(7)の2 略			
(8) 削除	==	=	=	(8) <u>F O M A 特定接続契約者回線管理機能</u>	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	63円 月額
					令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	60円 月額
					令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する	1契約者回線ごとに	57円 月額

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新				旧			
(9)～(9)の2 略				(9)～(9)の2 略			
(9)の3 削除	====	=	=	(9)の3 F O M A 特定接続契約者（音声）回線管理機能	1 契約者回線ごとに	65円	月額
(9)の4～(11) 略				(9)の4～(11) 略			
(12) 削除	====	=	=	(12) F O M A 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	7円	月額
第2 網改造料 1 適用 1-1 網改造料の対象となる機能				第2 網改造料 1 適用 1-1 網改造料の対象となる機能			
区 分			備 考	区 分			備 考
(1)～(4) 略				(1)～(4) 略			
(5) 削除		=	—	(5) F O M A G T P 接続利用機能	第1（網使用料）第2（料金額）表中第6 欄ア欄に規定する機能を利用するにあたり必要となるM V N Oサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の直収バケット交換機を介した通信の経路設定等の処理を行う機能		—

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新					旧				
第2表 工事費及び手続費					第2表 工事費及び手続費				
2 手続費の額					2 手続費の額				
2-1 手続費					2-1 手続費				
区 分	単 位	手続費の額	備 考		区 分	単 位	手続費の額	備 考	
(1)～(5) 略					(1)～(5) 略				
(6) 削除	=	=	=	=	(6) F O M A 特定接続契約者回線登録 手続費	F O M A 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用	1回線ごとに	1,800円	=
2-2 2-1 以外の手続費					2-2 2-1 以外の手続費				
区 分	単 位	備 考			区 分	単 位	備 考		
(1)～(2) 略					(1)～(2) 略				
(3) 削除	=	=	-		(3) F O M A 特定接続契約者回線登録 情報変更 手続費	F O M A 特定接続契約に係る契約者回線の登録情報を変更(F O M A 特定接続契約者回線の F O M A サービス契約約款に基づく契約の解除に係る手続きを除く)するための手続きに要する費用	1件ごとに	-	

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新					旧				
第3表 その他の費用 第1 USIMカードの貸与に係る費用 1 USIMカードの貸与に係る費用の額					第3表 その他の費用 第1 USIMカードの貸与に係る費用 1 USIMカードの貸与に係る費用の額				
区分	単位	形状	費用の額	備考	区分	単位	形状	費用の額	備考
USIMカードの貸与に係る費用	1枚ごと	Plug-in UIC C、Mini-UICC、又は4FF	225円	Xi特定接続契約、5G特定接続契約での利用が可能です。	USIMカードの貸与に係る費用	1枚ごと	Plug-in UIC C、Mini-UICC、又は4FF	225円	FOMA特定接続契約 、Xi特定接続契約、5G特定接続契約での利用が可能です。
別表1 接続により提供する機能 1-1 基本接続機能					別表1 接続により提供する機能 1-1 基本接続機能				
区分	内容			備考	区分	内容			備考
通話モード接続機能	当社のXiサービス契約者回線又は5Gサービス契約者回線との通話モードによる通信を行う機能			—	通話モード接続機能	当社の FOMAサービス契約者回線 、Xiサービス契約者回線又は5Gサービス契約者回線との通話モードによる通信を行う機能			—
ショートメッセージ通信モード接続機能	当社のXiサービス契約者回線又は5Gサービス契約者回線とのショートメッセージ通信モードによる通信を行う機能			—	ショートメッセージ通信モード接続機能	当社の FOMAサービス契約者回線 、Xiサービス契約者回線又は5Gサービス契約者回線とのショートメッセージ通信モードによる通信を行う機能			—
削除	=====			—	FOMA直収パケット接続機能	当該機能を利用する協定事業者のMVNOサービス契約者（ FOMA特定接続契約者 、 X			—

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新			旧		
1-4 付加機能接続機能			1-4 付加機能接続機能		
区分	内容	備考	区分	内容	備考
X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款により提供している付加機能接続機能	X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款により提供する付加機能であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表2に規定します。	FOMAサービス契約約款 、X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款により提供している付加機能接続機能	FOMAサービス契約約款 、X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款により提供する付加機能であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表2に規定します。
別表2 接続形態			別表2 接続形態		
(2) 表の適用	本表において接続形態を次の各号により規定します。 イ 各表適用欄においては、左欄の記号はそれぞれ右欄の意味で使用します。		(2) 表の適用	本表において接続形態を次の各号により規定します。 イ 各表適用欄においては、左欄の記号はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
	記号	意味		記号	意味
	(f)	別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するX i 直取バケット接続機能若しくは5 G 直取バケット接続機能に係る通信、又はOOXY自動付与機能に係る通信		(f)	別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定する FOMA直取バケット接続機能 、X i 直取バケット接続機能若しくは5 G 直取バケット接続機能に係る通信、又はOOXY自動付与機能に係る通信

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新	旧																
<p>別表3 様式 様式第1（第10条第2項関係）</p> <p style="text-align: right;">事前調査申込書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">所属（法人名等） 氏名</p> <p>次の通り、貴社の網との接続等を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">接続（変更）の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議事項に関する具体的内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>接続（変更）希望時期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先 （担当者氏名、電話番号、メールアドレス）</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">協議事項に関する具体的内容</p>	接続（変更）の概要		協議事項に関する具体的内容		接続（変更）希望時期		連絡先 （担当者氏名、電話番号、メールアドレス）		<p>別表3 様式 様式第1（第10条第2項関係）</p> <p style="text-align: right;">事前調査申込書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">所属（法人名等） 氏名</p> <p>次の通り、貴社の網との接続等を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">接続（変更）の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議事項に関する具体的内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>接続（変更）希望時期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先 （担当者氏名、電話番号、メールアドレス）</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">協議事項に関する具体的内容</p>	接続（変更）の概要		協議事項に関する具体的内容		接続（変更）希望時期		連絡先 （担当者氏名、電話番号、メールアドレス）	
接続（変更）の概要																	
協議事項に関する具体的内容																	
接続（変更）希望時期																	
連絡先 （担当者氏名、電話番号、メールアドレス）																	
接続（変更）の概要																	
協議事項に関する具体的内容																	
接続（変更）希望時期																	
連絡先 （担当者氏名、電話番号、メールアドレス）																	

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新					旧														
1. 接続箇所					1. 接続箇所														
接続約款記載の接続箇所					<table border="1"> <tr> <td>(1) 接続形態</td> <td></td> <td>直接接続</td> <td></td> <td>間接接続（他通信事業者経由接続）</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">接続希望形態に○印を記入</td> </tr> </table>					(1) 接続形態		直接接続		間接接続（他通信事業者経由接続）	接続希望形態に○印を記入				
(1) 接続形態		直接接続		間接接続（他通信事業者経由接続）															
接続希望形態に○印を記入																			
接続約款第5条（標準的接続箇所）表中第 欄とする。					接続約款第5条（標準的接続箇所）表中第 欄とする。														
2. 電気通信設備の分界点					2. 電気通信設備の分界点 <u>（直接接続の場合のみ）</u>														
相互接続点設置希望地域					相互接続点設置希望地域														
3. 接続対象地域等					3. 接続対象地域等														
(1) 弊社接続対象地域					(1) 弊社接続対象地域														
(2) 相互接続点ごとの接続対象地域等（ドコモ着信時）		発信地域	ドコモとの相互接続点(ZA名)	接続対象	(2) 相互接続点ごとの接続対象地域等（ドコモ着信時）		発信地域	ドコモとの相互接続点(ZA名)	接続対象										
(3) 相互接続点ごとの接続対象地域等（ドコモ発信時） （ドコモ料金設定権呼は無記入）		発信地域	ドコモとの相互接続点(ZA名)	接続対象	(3) 相互接続点ごとの接続対象地域等（ドコモ発信時） （ドコモ料金設定権呼は無記入）		発信地域	ドコモとの相互接続点(ZA名)	接続対象										
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）					4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）														
新たな技術的条件の有無					新たな技術的条件の有無														
	有		無	該当条件に○印を記入		有		無	該当条件に○印を記入										

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新				旧			
接続約款記載の技術的条件での接続の場合		接続約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態のとおりとする。		接続約款記載の技術的条件での接続の場合		接続約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態のとおりとする。	
				I S U P 信号設定値			
				信号速度		4.8kb/s	48kb/s
				回線留保	優先発着 [※] 留保線制御機能	有	無
				回線留保	両方向留保線制御機能	有	無
				該当条件に○印を記入			
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合				接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合			
5. 電気通信設備の建設に係る事項							
相互接続点ごとのトラヒック 需要予測		別紙1 予測トラヒック値のとおり。					
接続品目	接続約款第5条標準的接続箇所表中第2欄にて接続する場合	X i 直取バケット接続機能（G T P 接続） 及び5 G 直取バケット接続機能（G T P 接続） 10Mb/s～（1.0Mb/sごとに）		Mb/s			
				接続希望品目に○印を記入			
6. 接続端末種別							
相互接続点ごとのトラヒック 需要予測		別紙1 予測トラヒック値のとおり。					
接続品目	接続約款第5条標準的接続箇所表中第2欄にて接続する場合	F O M A 直取バケット接続機能（G T P 接続）10Mb/s～（1.0Mb/sごとに）		Mb/s			
		X i 直取バケット接続機能（G T P 接続） 及び5 G 直取バケット接続機能（G T P 接続） 10Mb/s～（1.0Mb/sごとに）		Mb/s			
				接続希望品目に○印を記入			
6. 接続端末種別							

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新			旧		
	通話モード			通話モード	
	X i (データ通信モード)			FOMA (パケット通信モード)	
	5 G (データ通信モード)			X i (データ通信モード)	
	衛星電話 (陸上)			5 G (データ通信モード)	
	衛星電話 (船舶)			衛星電話 (陸上)	
接続希望端末に○印を記入			接続希望端末に○印を記入		
7. 接続形態			7. 接続形態		
別紙 2 接続形態のとおり。			別紙 2 接続形態のとおり。		
8. 課金条件（利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合のみ）			8. 課金条件（利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合のみ）		
課金方式	弊社発信時	テーブル課金方式	課金方式	柔軟課金方式	
	ドコモ発信時	テーブル課金方式		柔軟課金方式	テーブル課金方式
課金体系 <small>（ドコモが利用者料金請求事業者となる場合のみ）</small>		距離区分	課金体系 <small>（ドコモが利用者料金請求事業者となる場合のみ）</small>	柔軟課金方式	柔軟課金方式
		時間帯区分		柔軟課金方式	柔軟課金方式
		端末区分		柔軟課金方式	柔軟課金方式
		その他（ ）		柔軟課金方式	柔軟課金方式
希望課金条件に○印を記入			希望課金条件に○印を記入		
9. 付加接続機能			9. 付加接続機能		
付加接続機能のうち利用を希望する機能			付加接続機能のうち利用を希望する機能		

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新				旧			
10. 網改造料の対象となる機能				10. 網改造料の対象となる機能			
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第 欄とする。			網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第 欄とする。		
複数利用の場合は複数を入力				複数利用の場合は複数を入力			
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要				網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要			
11. 番号方式（技術的条件集第1章第1条の分類を記載すること）				11. 番号方式（技術的条件集第1章第1条の分類を記載すること）			
分類	弊社使用番号帯	最大桁数 (国際系番号、サ ビス番号の場合 のみ)	弊社使用網間試験番 号	分類	弊社使用番号帯	最大桁数 (国際系番号、サ ビス番号の場合 のみ)	弊社使用網間試験番 号
12. P-Charging-VectorヘッダのIOI値				12. 弊社事業者識別コード			
13. 弊社網使用料（ドコモが利用者料金（役務区間合算料金）設定事業者となる場合）				13. 弊社網使用料（ドコモが利用者料金（役務区間合算料金）設定事業者となる場合）			
14. 契約者情報の提供方法（接続約款第8.2条に基づくもの）				14. 契約者情報の提供方法（接続約款第8.2条に基づくもの）			
	契約者情報照会				契約者情報照会		

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新					旧				
	異動情報					異動情報			
希望情報に○を記入					希望情報に○を記入				
15. その他					15. その他				
様式第1 別紙1					様式第1 別紙1				
弊社_____トラヒック予測値					弊社_____トラヒック予測値				
① : ②以外					① : ②以外				
ドコモとの相互接続点名	<u>同時接続数（貴社発と貴社着を分けて記載）</u>						<u>最繁時呼量</u> 単位： <u>アールン（e.r.l.）</u>		
	接続開始時	S年度末値	S+1年度 末値	S+2年度 末値			接続開始時	S年度末値	S+1年度 末値
					<u>平均保留時間（不完了呼を含む）</u> 単位： <u>秒</u>				

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新					旧				
② : Xi/5G (データ通信モード)					② : FOMA (パケット通信モード) 又はXi/5G (データ通信モード)				
ドコモとの相互接続点名	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅 単位: Mb/s				ドコモとの相互接続点名	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅 単位: Mb/s			
	接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値		接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値
ドコモとの相互接続点名	最大同時接続数				ドコモとの相互接続点名	最大同時接続数			
	接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値		接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値
ドコモとの相互接続点名	契約数予測 単位: 回線				ドコモとの相互接続点名	契約数予測 単位: 回線			
	接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値		接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新					旧				
様式第1 別紙2 接続形態					様式第1 別紙2 接続形態				
接続形態 No	第1表			接続形態 No	第1表				
	発信事業者	経由事業者	着信事業者		発信事業者	経由事業者			着信事業者
	<u>発信</u>	<u>経由1</u>	<u>経由2</u>	<u>…</u>	<u>経由n</u>	<u>着信</u>			
1									
2									
3									
4									
	第2表	第3表	第4表	第2表	第3表	第5表		第6表	
	利用者料金 設定事業者	利用者料金 請求事業者	網使用料 支払事業者	利用者料金 設定事業者	利用者料金 請求事業者	網使用料 設定事業者		事業者間 精算	
1						<u>区間1</u>	<u>設定者</u>	<u>…</u>	<u>区間n</u> <u>設定者</u>

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新				旧				
2				1				
3				2				
4				3				
<p>注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。</p> <p>2 接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。</p> <p>3 接続約款別表 2 接続形態に規定する以外の接続形態を申し込む場合には、別紙 2 接続形態の接続形態No欄に「新規」と記載すること。</p>				4				
				②ドコモ以外が料金設定を行う接続形態				
				接続 形態 No		第1表		
						発信事業者	経由事業者	着信事業者
						発信	経由	着信
				1				
				2				
				3				
				4				
						第2表	第3表	第4表
		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者				
1								
2								
3								
4								
<p>注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。</p> <p>2 接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。</p>								

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新	旧
	<p>3 接続約款別表 2 接続形態に規定する以外の接続形態を申し込む場合には、別紙 2 接続形態の接続形態No欄に「新規」と記載すること。</p>

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1 改正）

新	旧
<p><u>附 則（令和 8 年 3 月 19 日経企第 000600003935-01 号）</u> <u>（実施期日）</u> 1 この改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。</p> <p><u>（料金等の適用に関する経過措置）</u> 2 この改正規定実施の際現に、当社との間で締結している協定及びそれに付随する契約に基づいて支払い又は支払わなければならない料金その他の債務については、この改正規定実施後においてもその支払いを要します。</p> <p><u>（相互接続協定に係る経過措置）</u> 3 この改正規定実施前に、F O M A 直取バケット接続機能、F O M A 特定接続契約者回線管理機能の名称を引用して締結している協定は、F O M A 直取バケット接続機能を X i 直取バケット接続機能に、F O M A 特定接続契約者回線管理機能を X i 特定接続契約者回線管理機能に読み替えて、協定事業者と精算します。</p>	

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新	旧																				
<p style="text-align: center;">第1章 通則 (標準的な接続箇所)</p> <p>第2条 本則に規定する標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">標準的な接続箇所</th> <th style="width: 75%;">技術的条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 関門交換機の伝送装置</td> <td>技術的条件集第2章第11節、第12節第45条及び第13節第49条に規定するところによります。</td> </tr> <tr> <td>(2) 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>(3) 直取パケット交換機のルータ</td> <td>技術的条件集第2章第10節第36条に規定するところによります。</td> </tr> <tr> <td>(4) 移動管理装置のルータ</td> <td>技術的条件集第2章第14節第53条及び第15節第57条に規定するところによります。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2章 形態別技術的条件 第6節 削除</p> <p>第20条～第21条 削除</p> <p style="text-align: center;">第10節 対パケットデータ直取（LTE）ユーザインタフェース (その他接続に必要な事項)</p> <p>第39条 当社網と直接協定事業者網間でその他接続に必要な事項は次の通りとします。 (1)～(2) (略)</p>	標準的な接続箇所	技術的条件	(1) 関門交換機の伝送装置	技術的条件集第2章第11節、第12節第45条及び第13節第49条に規定するところによります。	(2) 削除	削除	(3) 直取パケット交換機のルータ	技術的条件集第2章第10節第36条に規定するところによります。	(4) 移動管理装置のルータ	技術的条件集第2章第14節第53条及び第15節第57条に規定するところによります。	<p style="text-align: center;">第1章 通則 (標準的な接続箇所)</p> <p>第2条 本則に規定する標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">標準的な接続箇所</th> <th style="width: 75%;">技術的条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 関門交換機の伝送装置</td> <td>技術的条件集第2章第11節、第12節第45条及び第13節第49条に規定するところによります。</td> </tr> <tr> <td>(2) 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>(3) 直取パケット交換機のルータ</td> <td>技術的条件集第2章第6節第20条、第10節第36条に規定するところによります。</td> </tr> <tr> <td>(4) 移動管理装置のルータ</td> <td>技術的条件集第2章第14節第53条及び第15節第57条に規定するところによります。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2章 形態別技術的条件 第6節 対パケットデータ直取（IMT-2000）ユーザインタフェース</p> <p>第20条～第21条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第10節 対パケットデータ直取（LTE）ユーザインタフェース (その他接続に必要な事項)</p> <p>第39条 当社網と直接協定事業者網間でその他接続に必要な事項は次の通りとします。 (1)～(2) (略)</p>	標準的な接続箇所	技術的条件	(1) 関門交換機の伝送装置	技術的条件集第2章第11節、第12節第45条及び第13節第49条に規定するところによります。	(2) 削除	削除	(3) 直取パケット交換機のルータ	技術的条件集第2章第6節第20条、第10節第36条に規定するところによります。	(4) 移動管理装置のルータ	技術的条件集第2章第14節第53条及び第15節第57条に規定するところによります。
標準的な接続箇所	技術的条件																				
(1) 関門交換機の伝送装置	技術的条件集第2章第11節、第12節第45条及び第13節第49条に規定するところによります。																				
(2) 削除	削除																				
(3) 直取パケット交換機のルータ	技術的条件集第2章第10節第36条に規定するところによります。																				
(4) 移動管理装置のルータ	技術的条件集第2章第14節第53条及び第15節第57条に規定するところによります。																				
標準的な接続箇所	技術的条件																				
(1) 関門交換機の伝送装置	技術的条件集第2章第11節、第12節第45条及び第13節第49条に規定するところによります。																				
(2) 削除	削除																				
(3) 直取パケット交換機のルータ	技術的条件集第2章第6節第20条、第10節第36条に規定するところによります。																				
(4) 移動管理装置のルータ	技術的条件集第2章第14節第53条及び第15節第57条に規定するところによります。																				

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新	旧
<p>(3) 削除</p> <p style="text-align: center;">第13節 対地域／国際事業者（IP）インタフェース （接続方式）</p> <p>第50条 当社網と直接協定事業者網間での使用する接続方式は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。</p> <p>当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。</p>	<p>(3) <u>3G無線アクセスにおけるAttach Request処理の際に、移動機から3GPP TS24.008に規定されているMS network capability内のEPC capability = 1(EPC supported)の通知があった場合、Xi直収パケット接続機能を利用する協定事業者のMVNOサービス契約者が指定する相互接続点に接続することとし、通知がなかった場合、FOMA直収パケット接続機能を利用する協定事業者のMVNOサービス契約者が指定する相互接続点に接続することとします。ただし移動機から3GPP TS24.008に規定されているMS network capability内のEPC capability = 1(EPC supported)の通知があった場合でも、Xi特定接続契約または、回線卸Xi契約 がない場合は接続不可となります。</u></p> <p style="text-align: center;">第13節 対地域／国際事業者（IP）インタフェース （接続方式）</p> <p>第50条 当社網と直接協定事業者網間での使用する接続方式は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。</p> <p>当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします</p>

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新						旧					
インタ フェース	分類	呼方 向	接続番号構成	有効受信桁数 (注1)		インタ フェース	分類	呼方 向	接続番号構成	有効受信桁数 (注1)	
				最小	最大					最小	最大
(略)						(略)					
対国際	分類 2	協定 事業者網 → 当社 網	<u>0 A 0</u> + <u>C D E</u> + <u>F G H J</u> K ① ② ③ ①サービス識別番号②事業者識別 番号③加入者番号	8	10	対国際	分類 2	協定 事業者網 → 当社 網	<u>0 A 0</u> + <u>C D E</u> + <u>F G H J</u> K ① ② ③ ①サービス識別番号②事業者識別 番号③加入者番号	8	10 (注2)
(略)						(略)					
(注1) : 有効受信桁数は国内プレフィックス、事業者識別番号、およびサービス識別番号の1桁目の0を除きます。また、有効受信桁数未満の着信番号が送出される場合があります。						(注1) : 有効受信桁数は国内プレフィックス、事業者識別番号、およびサービス識別番号の1桁目の0を除きます。また、有効受信桁数未満の着信番号が送出される場合があります。					
(注2) 削除						(注2) : 国際ローミングインユーザ呼の場合、90+542+×××××××の13桁となります。					
(2)~(5) (略)						(2)~(5) (略)					

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新									旧								
技術的条件集別表 別表2 付加サービス等の利用条件 1. 電話サービスの利用条件 当社の端末回線と接続番号の分類による付加サービス等の利用条件は次の通りとします。									技術的条件集別表 別表2 付加サービス等の利用条件 1. 電話サービスの利用条件 当社の端末回線と接続番号の分類による付加サービス等の利用条件は次の通りとします。								
着信分類			分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	着信分類			分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6
発信端末									発信端末								
X i	携帯電話	一般	○	○	△	○	○	○	<u>F O M</u> <u>A / X</u> i	携帯電話	一般	○	○	△	○	○	○
衛星	第一種	一般	○	○	△	○	○	○	衛星	第一種	一般	○	○	△	○	○	○
		公衆	○	○	△	×	○	○			公衆	○	○	△	×	○	○
	第二種	一般	○	○	△	○	○	○	衛星	第二種	一般	○	○	△	○	○	○
		公衆	○	○	△	×	○	○			公衆	○	○	△	×	○	○
発信分類			分類1	分類2	分類3	分類4	分類6	分類7	発信分類			分類1	分類2	分類3	分類4	分類6	分類7
着信端末									着信端末								
X i	携帯電話	一般	○	○	△	○	○	○	<u>F O M</u> <u>A / X</u> i	携帯電話	一般	○	○	△	○	○	○
衛星	第一種	一般	○	○	△	○	○	○	衛星	第一種	一般	○	○	△	○	○	○
		公衆	○	○	△	○	○	○			公衆	○	○	△	○	○	○
	第二種	一般	○	○	△	○	○	○	衛星	第二種	一般	○	○	△	○	○	○
		公衆	○	○	△	○	○	○			公衆	○	○	△	○	○	○
凡例 ○：利用出来る、×：利用出来ない、△：一部利用できる、																	

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新					旧				
斜線：対象外 2. 主な付加機能の利用条件 X i サービスの主な付加機能の利用条件は次に示す通りとします。					凡例 ○：利用出来る、×：利用出来ない、△：一部利用できる、 斜線：対象外 2. 主な付加機能の利用条件 FOMA / X i サービスの主な付加機能の利用条件は次に示す通りとします。				
付加機能の種類		対地域 事業者 (IP) インタフェ ース	対移動体 事業者 (IP) インタフェ ース	対国際 事業者 (IP) インタフェ ース	付加機能の種類		対地域 事業者 (IP) インタフェ ース	対移動体 事業者 (IP) インタフェ ース	対国際 事業者 (IP) インタフェ ース
		分類2					分類2		
X i 着 信	留守番電話及び不在案内機能	○	○	○	F O M A / X i 着 信	留守番電話及び不在案内機能	○	○	○
	自動着信転送機能（転送でんわ）	○	○	○		自動着信転送機能（転送でんわ）	○	○	○
	通話中着信機能（キャッチホン）	○	○	○		通話中着信機能（キャッチホン）	○	○	○
	迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）	○	○	○		迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）	○	○	○
	呼出音選択機能（メロディコール）	△	△	×		呼出音選択機能（メロディコール）	△	△	×
	国際ローミング機能（ローミングアウト端末への着信）	○	○	○		国際ローミング機能（ローミングアウト端末への着信）	○	○	○
	削除	削除	削除	削除		複数番号機能（2in1、マルチナンバー）	△	△	△
	ワンナンバー機能	△	△	△		ワンナンバー機能	△	△	△

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新								旧							
付加機能の種類	対地域事業者 (IP) インタフェース					対移動 体事業 者 (IP) インタ フェ ース	対国際 事業者 (IP) インタ フェ ース	付加機能の種類	対地域事業者 (IP) インタフェース					対移動 体事業 者 (IP) インタ フェ ース	対国際 事業者 (IP) インタ フェ ース
	分類 1	分類 3	分類 5	分類 6	分類 7	分類2	分類4		分類 1	分類 3	分類 5	分類 6	分類 7	分類2	分類4
X i 発信	留守番電話及び不在案内機能							留守番電話及び不在案内機能							
	自動着信転送機能（転送でんわ）	○		×	○	○	○	自動着信転送機能（転送でんわ）	○		×	○	○	○	
	通話中着信機能(キャッチホン)							通話中着信機能(キャッチホン)							
	迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）							迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）							
	呼出音選択機能（メロデイコール）							呼出音選択機能（メロデイコール）							
	国際ローミング機能（ローミングアウト端末への着信）							国際ローミング機能（ローミングアウト端末への着信）							
	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	複数番号機能（2in1、マルチナンバー）	△		△	△	△	△
凡例 ○：利用出来る、×：利用出来ない、△：一部利用できる、斜線：対象外 注) 上表は、X i における利用条件であり、端末種別により利用条件が異なる場								凡例 ○：利用出来る、×：利用出来ない、△：一部利用できる、斜線：対象外 注) 上表は、F O M A / X i における利用条件であり、端末種別により利用条							

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新	旧																																																																																																																		
<p>合があります。</p> <p>別表9 削除</p> <p>別表10 パケットデータ直収（LTE）ユーザインタフェース仕様 7. GTPv2-Cパケット構成要素</p> <p>7.1～7.4 （略）</p> <p>7.5 Aggregate Maximum Bit Rate (AMBR) Aggregate Maximum Bit Rate (AMBR)は、12オクテットで構成され、最大転送速度の総計が設定されます。Aggregate Maximum Bit Rate (AMBR)のフォーマットおよび情報要素を図7.5-1に示します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="border: none;">Octets</th> <th colspan="7" style="border: none;">Bits</th> </tr> <tr> <th style="border: none;"></th> <th style="border: none;">8</th> <th style="border: none;">7</th> <th style="border: none;">6</th> <th style="border: none;">5</th> <th style="border: none;">4</th> <th style="border: none;">3</th> <th style="border: none;">2</th> <th style="border: none;">1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: none;">1</td> <td colspan="7" style="border: 1px solid black;">Type = 72 (decimal)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">2 to 3</td> <td colspan="7" style="border: 1px solid black;">Length = 8</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">4</td> <td colspan="3" style="border: 1px solid black;">Spare</td> <td colspan="4" style="border: 1px solid black;">Instance</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">5 to 8</td> <td colspan="7" style="border: 1px solid black;">APN-AMBR for uplink</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">9 to 12</td> <td colspan="7" style="border: 1px solid black;">APN-AMBR for downlink</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図7.5-1 Aggregate Maximum Bit Rate (AMBR)フォーマット</p> <p>※上り最大転送速度の制御は、基地局装置の条件等によりCreate Session Responseに設定される値で行うことができない場合があります。</p> <p>7.6～7.12 （略）</p>	Octets	Bits								8	7	6	5	4	3	2	1	1	Type = 72 (decimal)							2 to 3	Length = 8							4	Spare			Instance				5 to 8	APN-AMBR for uplink							9 to 12	APN-AMBR for downlink							<p>件が異なる場合があります。</p> <p>別表9 パケットデータ直収（IMT-2000）ユーザインタフェース仕様</p> <p>別表10 パケットデータ直収（LTE）ユーザインタフェース仕様 7. GTPv2-Cパケット構成要素</p> <p>7.1～7.4 （略）</p> <p>7.5 Aggregate Maximum Bit Rate (AMBR) Aggregate Maximum Bit Rate (AMBR)は、12オクテットで構成され、最大転送速度の総計が設定されます。Aggregate Maximum Bit Rate (AMBR)のフォーマットおよび情報要素を図7.5-1に示します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="border: none;">Octets</th> <th colspan="7" style="border: none;">Bits</th> </tr> <tr> <th style="border: none;"></th> <th style="border: none;">8</th> <th style="border: none;">7</th> <th style="border: none;">6</th> <th style="border: none;">5</th> <th style="border: none;">4</th> <th style="border: none;">3</th> <th style="border: none;">2</th> <th style="border: none;">1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: none;">1</td> <td colspan="7" style="border: 1px solid black;">Type = 72 (decimal)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">2 to 3</td> <td colspan="7" style="border: 1px solid black;">Length = 8</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">4</td> <td colspan="3" style="border: 1px solid black;">Spare</td> <td colspan="4" style="border: 1px solid black;">Instance</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">5 to 8</td> <td colspan="7" style="border: 1px solid black;">APN-AMBR for uplink</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">9 to 12</td> <td colspan="7" style="border: 1px solid black;">APN-AMBR for downlink</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図7.5-1 Aggregate Maximum Bit Rate (AMBR)フォーマット</p> <p>※3G無線アクセス利用時は、別表9 パケットデータ直収（IMT-2000）ユーザインタフェースのMaximum bit rateのサポート値（制御値）に従います。</p> <p>※上り最大転送速度の制御は、基地局装置の条件等によりCreate Session Responseに設定される値で行うことができない場合があります。</p> <p>7.6～7.12 （略）</p>	Octets	Bits								8	7	6	5	4	3	2	1	1	Type = 72 (decimal)							2 to 3	Length = 8							4	Spare			Instance				5 to 8	APN-AMBR for uplink							9 to 12	APN-AMBR for downlink						
Octets	Bits																																																																																																																		
	8	7	6	5	4	3	2	1																																																																																																											
1	Type = 72 (decimal)																																																																																																																		
2 to 3	Length = 8																																																																																																																		
4	Spare			Instance																																																																																																															
5 to 8	APN-AMBR for uplink																																																																																																																		
9 to 12	APN-AMBR for downlink																																																																																																																		
Octets	Bits																																																																																																																		
	8	7	6	5	4	3	2	1																																																																																																											
1	Type = 72 (decimal)																																																																																																																		
2 to 3	Length = 8																																																																																																																		
4	Spare			Instance																																																																																																															
5 to 8	APN-AMBR for uplink																																																																																																																		
9 to 12	APN-AMBR for downlink																																																																																																																		

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新	旧																																																																																																																																																
<p>7.13 RAT Type</p> <p>RAT Typeは、5オクテットで構成され、EUTRAN (=6)が設定されます。RAT Typeのフォーマットおよび情報要素を図7.13-1に示します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">Octets</th> <th style="text-align: center;">8</th> <th style="text-align: center;">7</th> <th style="text-align: center;">6</th> <th style="text-align: center;">5</th> <th style="text-align: center;">4</th> <th style="text-align: center;">3</th> <th style="text-align: center;">2</th> <th style="text-align: center;">1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td colspan="8" style="text-align: center;">Type = 82 (decimal)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 to 3</td> <td colspan="8" style="text-align: center;">Length = 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">Spare</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">Instance</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td colspan="8" style="text-align: center;">RAT Type</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 to (n+4)</td> <td colspan="8" style="text-align: center;">These octet(s) is/are present only if explicitly specified</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図7.13-1 RAT Typeフォーマット</p> <p>7.14 （略）</p> <p>7.15 User Location Information (ULI)</p> <p>User Location Information (ULI)は、12オクテット以上で構成され、ECGI (E-UTRAN Cell Global Identifier)もしくは、TAI (Tracking Area Identity)とECGI (E-UTRAN Cell Global Identifier)の組合せが設定されます。User Location Information (ULI)のフォーマットおよび情報要素を図7.15-1、図7.15-2、図7.15-3に示します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">Octets</th> <th style="text-align: center;">8</th> <th style="text-align: center;">7</th> <th style="text-align: center;">6</th> <th style="text-align: center;">5</th> <th style="text-align: center;">4</th> <th style="text-align: center;">3</th> <th style="text-align: center;">2</th> <th style="text-align: center;">1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td colspan="8" style="text-align: center;">Type = 86 (decimal)</td> </tr> </tbody> </table>	Octets	8	7	6	5	4	3	2	1	1	Type = 82 (decimal)								2 to 3	Length = 1								4	Spare				Instance				5	RAT Type								6 to (n+4)	These octet(s) is/are present only if explicitly specified								Octets	8	7	6	5	4	3	2	1	1	Type = 86 (decimal)								<p>7.13 RAT Type</p> <p>RAT Typeは、5オクテットで構成され、UTRAN(=1)もしくはEUTRAN (=6)が設定されます。RAT Typeのフォーマットおよび情報要素を図7.13-1に示します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">Octets</th> <th style="text-align: center;">8</th> <th style="text-align: center;">7</th> <th style="text-align: center;">6</th> <th style="text-align: center;">5</th> <th style="text-align: center;">4</th> <th style="text-align: center;">3</th> <th style="text-align: center;">2</th> <th style="text-align: center;">1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td colspan="8" style="text-align: center;">Type = 82 (decimal)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 to 3</td> <td colspan="8" style="text-align: center;">Length = 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">Spare</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">Instance</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td colspan="8" style="text-align: center;">RAT Type</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 to (n+4)</td> <td colspan="8" style="text-align: center;">These octet(s) is/are present only if explicitly specified</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図7.13-1 RAT Typeフォーマット</p> <p>7.14 （略）</p> <p>7.15 User Location Information (ULI)</p> <p>User Location Information (ULI)は、12オクテット以上で構成され、RAI (Routing Area Identity)もしくは、ECGI (E-UTRAN Cell Global Identifier)もしくは、TAI (Tracking Area Identity)とECGI (E-UTRAN Cell Global Identifier)の組合せが設定されます。User Location Information (ULI)のフォーマットおよび情報要素を図7.15-1、図7.15-2、図7.15-3、図7.15-4に示します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">Octets</th> <th style="text-align: center;">8</th> <th style="text-align: center;">7</th> <th style="text-align: center;">6</th> <th style="text-align: center;">5</th> <th style="text-align: center;">4</th> <th style="text-align: center;">3</th> <th style="text-align: center;">2</th> <th style="text-align: center;">1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td colspan="8" style="text-align: center;">Type = 86 (decimal)</td> </tr> </tbody> </table>	Octets	8	7	6	5	4	3	2	1	1	Type = 82 (decimal)								2 to 3	Length = 1								4	Spare				Instance				5	RAT Type								6 to (n+4)	These octet(s) is/are present only if explicitly specified								Octets	8	7	6	5	4	3	2	1	1	Type = 86 (decimal)							
Octets	8	7	6	5	4	3	2	1																																																																																																																																									
1	Type = 82 (decimal)																																																																																																																																																
2 to 3	Length = 1																																																																																																																																																
4	Spare				Instance																																																																																																																																												
5	RAT Type																																																																																																																																																
6 to (n+4)	These octet(s) is/are present only if explicitly specified																																																																																																																																																
Octets	8	7	6	5	4	3	2	1																																																																																																																																									
1	Type = 86 (decimal)																																																																																																																																																
Octets	8	7	6	5	4	3	2	1																																																																																																																																									
1	Type = 82 (decimal)																																																																																																																																																
2 to 3	Length = 1																																																																																																																																																
4	Spare				Instance																																																																																																																																												
5	RAT Type																																																																																																																																																
6 to (n+4)	These octet(s) is/are present only if explicitly specified																																																																																																																																																
Octets	8	7	6	5	4	3	2	1																																																																																																																																									
1	Type = 86 (decimal)																																																																																																																																																

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新								旧									
2 to 3	Length = n								2 to 3	Length = n							
4	Spare			Instance					4	Spare			Instance				
5	Spare	LAI	ECGI	TAI	RAI	SAI	CGI		5	Spare	LAI	ECGI	TAI	RAI	SAI	CGI	
a to a+6	CGI								a to a+6	CGI							
b to b+6	SAI								b to b+6	SAI							
c to c+6	RAI								c to c+6	RAI							
d to d+4	TAI								d to d+4	TAI							
e to e+6	ECGI								e to e+6	ECGI							
f to f+4	LAI								f to f+4	LAI							
g to (n+4)	These octet(s) is/are present only if explicitly specified								g to (n+4)	These octet(s) is/are present only if explicitly specified							

図7.15-1 User Location Information (ULI)フォーマット

図7.15-1 User Location Information (ULI)フォーマット

Octets	8	7	6	5	4	3	2	1
<u>c</u>	<u>MCC digit 2</u>			<u>MCC digit 1</u>				
<u>c+1</u>	<u>MNC digit 3</u>			<u>MCC digit 3</u>				
<u>c+2</u>	<u>MNC digit 2</u>			<u>MNC digit 1</u>				
<u>c+3 to c+4</u>	<u>Location Area Code (LAC)</u>							
<u>c+5 to c+6</u>	<u>Routing Area Code (RAC)</u>							

図7.15-2 RAI (Routing Area Identity)フォーマット

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新								旧																																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th colspan="7" style="text-align: center;">Bits</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">Octets</th> <th style="text-align: center;">8</th> <th style="text-align: center;">7</th> <th style="text-align: center;">6</th> <th style="text-align: center;">5</th> <th style="text-align: center;">4</th> <th style="text-align: center;">3</th> <th style="text-align: center;">2</th> <th style="text-align: center;">1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">d</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">MCC digit 2</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">MCC digit 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">d+1</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">MNC digit 3</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">MCC digit 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">d+2</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">MNC digit 2</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">MNC digit 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">d+3 to d+4</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">Tracking Area Code (TAC)</td> </tr> </tbody> </table>									Bits							Octets	8	7	6	5	4	3	2	1	d	MCC digit 2			MCC digit 1				d+1	MNC digit 3			MCC digit 3				d+2	MNC digit 2			MNC digit 1				d+3 to d+4	Tracking Area Code (TAC)							<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th colspan="7" style="text-align: center;">Bits</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">Octets</th> <th style="text-align: center;">8</th> <th style="text-align: center;">7</th> <th style="text-align: center;">6</th> <th style="text-align: center;">5</th> <th style="text-align: center;">4</th> <th style="text-align: center;">3</th> <th style="text-align: center;">2</th> <th style="text-align: center;">1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">d</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">MCC digit 2</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">MCC digit 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">d+1</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">MNC digit 3</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">MCC digit 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">d+2</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">MNC digit 2</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">MNC digit 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">d+3 to d+4</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">Tracking Area Code (TAC)</td> </tr> </tbody> </table>									Bits							Octets	8	7	6	5	4	3	2	1	d	MCC digit 2			MCC digit 1				d+1	MNC digit 3			MCC digit 3				d+2	MNC digit 2			MNC digit 1				d+3 to d+4	Tracking Area Code (TAC)																						
	Bits																																																																																																																																
Octets	8	7	6	5	4	3	2	1																																																																																																																									
d	MCC digit 2			MCC digit 1																																																																																																																													
d+1	MNC digit 3			MCC digit 3																																																																																																																													
d+2	MNC digit 2			MNC digit 1																																																																																																																													
d+3 to d+4	Tracking Area Code (TAC)																																																																																																																																
	Bits																																																																																																																																
Octets	8	7	6	5	4	3	2	1																																																																																																																									
d	MCC digit 2			MCC digit 1																																																																																																																													
d+1	MNC digit 3			MCC digit 3																																																																																																																													
d+2	MNC digit 2			MNC digit 1																																																																																																																													
d+3 to d+4	Tracking Area Code (TAC)																																																																																																																																
<p>図7.15-2 TAI (Tracking Area Identity)フォーマット</p>								<p>図7.15-3 TAI (Tracking Area Identity)フォーマット</p>																																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th colspan="7" style="text-align: center;">Bits</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">Octets</th> <th style="text-align: center;">8</th> <th style="text-align: center;">7</th> <th style="text-align: center;">6</th> <th style="text-align: center;">5</th> <th style="text-align: center;">4</th> <th style="text-align: center;">3</th> <th style="text-align: center;">2</th> <th style="text-align: center;">1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">e</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">MCC digit 2</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">MCC digit 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">e+1</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">MNC digit 3</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">MCC digit 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">e+2</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">MNC digit 2</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">MNC digit 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">e+3</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">Spare</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">ECI</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">e+4 to e+6</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">ECI (E-UTRAN Cell Identifier)</td> </tr> </tbody> </table>									Bits							Octets	8	7	6	5	4	3	2	1	e	MCC digit 2			MCC digit 1				e+1	MNC digit 3			MCC digit 3				e+2	MNC digit 2			MNC digit 1				e+3	Spare			ECI				e+4 to e+6	ECI (E-UTRAN Cell Identifier)							<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th colspan="7" style="text-align: center;">Bits</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">Octets</th> <th style="text-align: center;">8</th> <th style="text-align: center;">7</th> <th style="text-align: center;">6</th> <th style="text-align: center;">5</th> <th style="text-align: center;">4</th> <th style="text-align: center;">3</th> <th style="text-align: center;">2</th> <th style="text-align: center;">1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">e</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">MCC digit 2</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">MCC digit 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">e+1</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">MNC digit 3</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">MCC digit 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">e+2</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">MNC digit 2</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">MNC digit 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">e+3</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">Spare</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">ECI</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">e+4 to e+6</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">ECI (E-UTRAN Cell Identifier)</td> </tr> </tbody> </table>									Bits							Octets	8	7	6	5	4	3	2	1	e	MCC digit 2			MCC digit 1				e+1	MNC digit 3			MCC digit 3				e+2	MNC digit 2			MNC digit 1				e+3	Spare			ECI				e+4 to e+6	ECI (E-UTRAN Cell Identifier)						
	Bits																																																																																																																																
Octets	8	7	6	5	4	3	2	1																																																																																																																									
e	MCC digit 2			MCC digit 1																																																																																																																													
e+1	MNC digit 3			MCC digit 3																																																																																																																													
e+2	MNC digit 2			MNC digit 1																																																																																																																													
e+3	Spare			ECI																																																																																																																													
e+4 to e+6	ECI (E-UTRAN Cell Identifier)																																																																																																																																
	Bits																																																																																																																																
Octets	8	7	6	5	4	3	2	1																																																																																																																									
e	MCC digit 2			MCC digit 1																																																																																																																													
e+1	MNC digit 3			MCC digit 3																																																																																																																													
e+2	MNC digit 2			MNC digit 1																																																																																																																													
e+3	Spare			ECI																																																																																																																													
e+4 to e+6	ECI (E-UTRAN Cell Identifier)																																																																																																																																
<p>図7.15-3 ECGI (E-UTRAN Cell Global Identifier)フォーマット</p>								<p>図7.15-4 ECGI (E-UTRAN Cell Global Identifier)フォーマット</p>																																																																																																																									
<p>7.16～7.24（略）</p>								<p>7.16～7.24（略）</p>																																																																																																																									
<p>別表12 対移動体事業者（IP）インタフェース仕様 技術的条件集別表12-1 制御プロトコル仕様 1. はじめに 本別表は、対移動体事業者（IP）インタフェースで使用される制御信号プロトコル</p>								<p>別表12 対移動体事業者（IP）インタフェース仕様 技術的条件集別表12-1 制御プロトコル仕様 1. はじめに 本別表は、対移動体事業者（IP）インタフェースで使用される制御信号プロトコル</p>																																																																																																																									

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新	旧
<p>に関する仕様を規定する。</p> <p>1.1 適用規定 本書で定義する技術仕様の範囲を次の通りとする。<u>当社網SBC</u>と<u>直接協定事業者網SBC</u>間で使用するSIP、ENUMおよびDNSは、TTC標準に準拠します。</p> <p>1.2 （略）</p> <p>2. SIP適用規定 SIP仕様は「TTC標準 IMS事業者網間の相互接続共通インタフェース」に準拠します。以下に示すTTC標準をベースドキュメントとし参照します。 ・TTC標準 JJ-90.30 第10.0版 IMS事業者網間の相互接続共通インタフェース ・TTC標準 JJ-90.27 第9.0版 着信転送サービス（CDIV）に関するNNI仕様</p> <p>2.1 SIP設定条件 当社のパラメータ設定条件は表2.1-1に示します。TTC標準 JJ-90.30に示されるオプション項目は事業者ごとに選択できるものですが、当社網としての規定、および直接協定事業者の網に期待する規定を表2.1-2に示します。 表2.1-2内付表i.4-10/JJ-90.30 SDP行の項番4に示されるa=行の規定について、表2.1-3及び表2.1-4に示します。 本インタフェースに適用するコーデックについては表2.1-5に示します。</p> <p style="text-align: center;">表2.1-1～2（略）</p> <p>表2.1-3 付表i.4-10/JJ-90.30 SDP行 項番4のa=行に係る規定</p>	<p>に関する仕様を規定する。</p> <p>1.1 適用規定 本書で定義する技術仕様の範囲を次の通りとする。<u>MGS</u>と<u>GS</u>間で使用するSIP、ENUMおよびDNSは、TTC標準に準拠します。</p> <p>1.2 （略）</p> <p>2. SIP適用規定 SIP仕様は「TTC標準 IMS事業者網間の相互接続共通インタフェース」に準拠します。以下に示すTTC標準をベースドキュメントとし参照します。 ・TTC標準 JJ-90.30 第10.0版 IMS事業者網間の相互接続共通インタフェース ・TTC標準 JJ-90.27 第9.0版 着信転送サービス（CDIV）に関するNNI仕様</p> <p>2.1 SIP設定条件 当社のパラメータ設定条件は表2.1-1に示します。TTC標準 JJ-90.30に示されるオプション項目は事業者ごとに選択できるものですが、当社網としての規定、および直接協定事業者の網に期待する規定を表2.1-2に示します。 表2.1-2内付表i.4-10/JJ-90.30 SDP行の項番4に示されるa=行の規定について、表2.1-3及び表2.1-4に示します。 本インタフェースに適用するコーデックについては表2.1-5に示します。</p> <p style="text-align: center;">表2.1-1～2（略）</p> <p>表2.1-3 付表i.4-10/JJ-90.30 SDP行 項番4のa=行に係る規定</p>

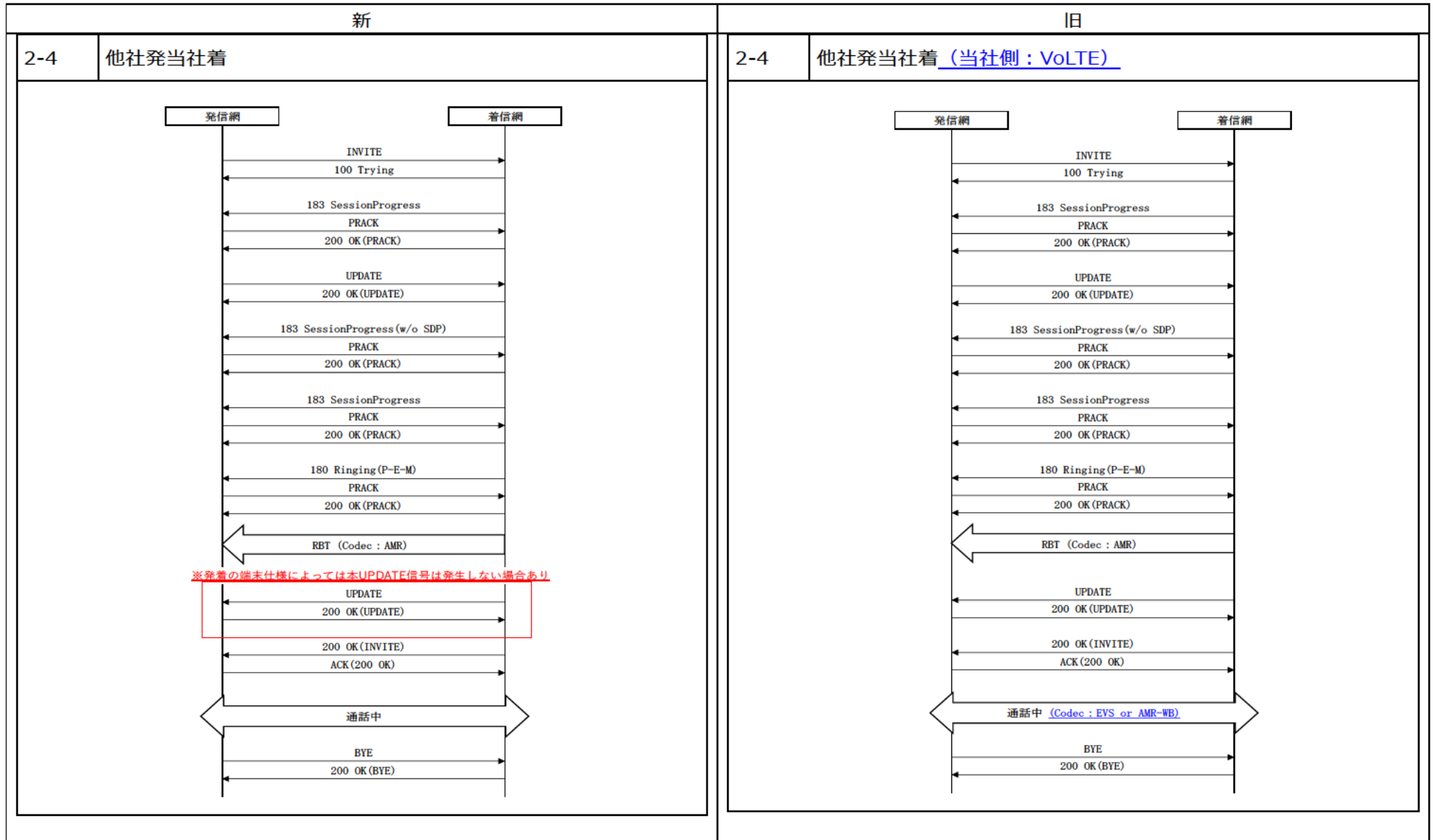
接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新				旧			
属性情報(a=行)パラメータ		当社 <u>SBC</u> → 他事業者 <u>SBC</u> 向 けの Offer時の設定内容	他事業者 <u>SBC</u> → 当社 <u>SBC</u> 向けの Offer設定受け入れ 判定	属性情報(a=行)パラメータ		当社 <u>MGS</u> → 他事業者 <u>GS</u> 向けの Offer時の設定内容	他事業者 <u>GS</u> → 当社 <u>MGS</u> 向けの Offer設定受け入れ 判定
No	Attribute			No	Attribute		
(略)				(略)			
表2.1-4 コーデック別a=fmtp行パラメータ詳細				表2.1-4 コーデック別a=fmtp行パラメータ詳細			
属性情報(a=fmtp行) 詳細パラメータ		当社 <u>SBC</u> → 他事業者 <u>SBC</u> 向 けの Offer時の設定内 容	他事業者 <u>SBC</u> → 当社 <u>SBC</u> 向けの Offer設定受け入 れ判定	属性情報(a=fmtp行) 詳細パラメータ		当社 <u>MGS</u> → 他事業者 <u>GS</u> 向けの Offer時の設定内 容	他事業者 <u>GS</u> → 当社 <u>MGS</u> 向けの Offer設定受け入 れ判定
codec	Parameter			codec	Parameter		
(略)				(略)			
表2.1-5 (略)				表2.1-5 (略)			
<p>3. ENUM適用規定</p> <p>ENUM仕様は「TTC標準 キャリアENUMの相互接続共通インタフェース」に準拠します。以下に示すT T C 標準をベースドキュメントとし参照します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TTC標準 JJ-90.31 第5.0版 キャリアENUMの相互接続共通インタフェース ・TTC JT-E164 Supplement2 国際公衆電気通信番号計画補足文書2：番号ポータビリティ <p>3.1 ENUM設定条件</p> <p>TTC標準 JJ-90.31に示されるオプション項目は事業者ごとに選択できるものであるが、当社網としての規定、および直接協定事業者の網に期待する規定を表3.1-1に示します。</p>				<p>3. ENUM適用規定</p> <p>ENUM仕様は「TTC標準 キャリアENUMの相互接続共通インタフェース」に準拠します。以下に示すT T C 標準をベースドキュメントとし参照します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TTC標準 JJ-90.31 第5.0版 キャリアENUMの相互接続共通インタフェース ・TTC JT-E164 Supplement2 国際公衆電気通信番号計画補足文書2：番号ポータビリティ <p>3.1 ENUM設定条件</p> <p>TTC標準 JJ-90.31に示されるオプション項目は事業者ごとに選択できるものであるが、当社網としての規定、および直接協定事業者の網に期待する規定を表3.1-1に示します。</p>			

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新	旧																																				
表3.1-1（略）	表3.1-1（略）																																				
<p>3.2 削除</p> <p>4（略）</p> <p>別表12-2 シーケンス <u>当社網SBCと直接協定事業者網SBC</u>間の対移動体事業者（IP）インタフェースで使用される制御信号プロトコルに関するシーケンスはTTC標準 JJ-90.30に、準拠いたします。</p> <p>当社網としての規定、および直接協定事業者の網に期待する規定を使用するシーケンスを表12-2.1に示します。</p> <p style="text-align: center;">表12-2.1 シーケンス番号一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 70%;">種別</th> <th style="width: 20%;">ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>2-4</td> <td>他社発当社着</td> <td>技12-2-8</td> </tr> <tr> <td>2-5</td> <td>削除</td> <td>技12-2-9</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>4-4</td> <td>削除</td> <td>技12-2-16</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-1~2-3（略）</p>	番号	種別	ページ	(略)			2-4	他社発当社着	技12-2-8	2-5	削除	技12-2-9	(略)			4-4	削除	技12-2-16	<p>3.2 ENUMのその他の規定について 「E2U+pstn:sip」を優先とするNAPTRリソースレコードを含む回答部を返答する場合、当該呼は第2章第2節対移動体事業者接続用インタフェースに従います。</p> <p>4（略）</p> <p>別表12-2 シーケンス <u>MGSとGS</u>間の対移動体事業者（IP）インタフェースで使用される制御信号プロトコルに関するシーケンスはTTC標準 JJ-90.30に、準拠いたします。</p> <p>当社網としての規定、および直接協定事業者の網に期待する規定を使用するシーケンスを表12-2.1に示します。</p> <p style="text-align: center;">表12-2.1 シーケンス番号一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 70%;">種別</th> <th style="width: 20%;">ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>2-4</td> <td>他社発当社着 （当社側：VoLTE）</td> <td>技12-2-8</td> </tr> <tr> <td>2-5</td> <td>他社発当社着（当社側：3G端末等）</td> <td>技12-2-9</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>4-4</td> <td>通話中の音声Code切り替え（SRVCC等）</td> <td>技12-2-16</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-1~2-3（略）</p>	番号	種別	ページ	(略)			2-4	他社発当社着 （当社側：VoLTE）	技12-2-8	2-5	他社発当社着（当社側：3G端末等）	技12-2-9	(略)			4-4	通話中の音声Code切り替え（SRVCC等）	技12-2-16
番号	種別	ページ																																			
(略)																																					
2-4	他社発当社着	技12-2-8																																			
2-5	削除	技12-2-9																																			
(略)																																					
4-4	削除	技12-2-16																																			
番号	種別	ページ																																			
(略)																																					
2-4	他社発当社着 （当社側：VoLTE）	技12-2-8																																			
2-5	他社発当社着（当社側：3G端末等）	技12-2-9																																			
(略)																																					
4-4	通話中の音声Code切り替え（SRVCC等）	技12-2-16																																			

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）



接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新		旧	
2-5	<u>削除</u>	2-5	<u>他社発当社着（当社側：3G端末等）</u>
<p><u>削除</u></p>		<pre> sequenceDiagram participant A as 発信網 participant B as 着信網 A->>B: INVITE B-->A: 100 Trying B->>A: 183 SessionProgress A->>B: PRACK B-->A: 200 OK (PRACK) A->>B: UPDATE B-->A: 200 OK (UPDATE) B->>A: 183 SessionProgress A->>B: PRACK B-->A: 200 OK (PRACK) B->>A: 183 SessionProgress A->>B: PRACK B-->A: 200 OK (PRACK) B->>A: 180 Ringing (P-E-M) A->>B: PRACK B-->A: 200 OK (PRACK) B-->A: RBT B->>A: 200 OK (INVITE) A->>B: ACK (200 OK) Note over A,B: 通話中 A->>B: BYE B-->A: 200 OK (BYE) </pre>	
3-1~4-1（略）		3-1~4-1（略）	

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新		旧	
4-2	キャッチホン（当社起動時）	4-2	キャッチホン（当社起動時）
<p style="text-align: center;"> ※通話中時におけるCodecによっては本シーケンスは動作しない </p>			
4-3（略）		4-3（略）	

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新		旧	
4-4	<u>削除</u>	4-4	<u>通話中の音声Codec切り替え（SRVCC等）</u>
<p><u>削除</u></p>		<pre> sequenceDiagram participant Self as 自網 participant Other as 他網 Note over Self, Other: 通話中 (Codec : EVS/AMR-WB) Self->>Other: reINVITE (Codec : AMR) Other-->>Self: 100 Trying Other-->>Self: 200 OK (reINVITE) Self->>Other: ACK(200 OK) Note over Self, Other: 通話中 (Codec : AMR) </pre>	

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新	旧
<p>別表13 対地域／国際事業者（IP）インタフェース仕様 別表13－1 制御プロトコル仕様</p> <p>1. はじめに 本別表は、対地域/国際事業者（IP）インタフェースで使用される制御信号プロトコルに関する仕様を規定する。</p> <p>1.1 適用規定 本書で定義する技術仕様の範囲を次の通りとする。当社網SBCと直接協定事業者網SBC間で使用するSIP、ENUMおよびDNSは、TTC標準に準拠します。</p> <p>1.2 （略）</p> <p>2. SIP適用規定 SIP仕様は「TTC標準 IMS事業者網間の相互接続共通インタフェース」に準拠します。以下に示すTTC標準をベースドキュメントとし参照します。 ・TTC標準 JJ-90.30 第10.0版 IMS事業者網間の相互接続共通インタフェース ・TTC標準 JJ-90.28 第4.1版 緊急通報呼に関する NNI 仕様 ・TTC標準 JJ-90.27 第9.0版 着信転送サービス（CDIV）に関するNNI仕様</p> <p>2.1 SIP設定条件 当社のパラメータ設定条件は表2.1-1に示します。TTC標準 JJ-90.30に示されるオプション項目は事業者ごとに選択できるものですが、当社網としての規定、および直接協定事業者の網に期待する規定を表2.1-2に示します。 表2.1-2内付表i.4-10/JJ-90.30 SDP行の項番4に示されるa=行の規定について、表2.1-3に示します。</p> <p style="text-align: center;">表2.1-1～2（略）</p> <p style="text-align: center;">表2.1-3 付表i.4-10/JJ-90.30 SDP行 項番4のa=行に係る規定</p>	<p>別表13 対地域／国際事業者（IP）インタフェース仕様 別表13－1 制御プロトコル仕様</p> <p>1. はじめに 本別表は、対地域/国際事業者（IP）インタフェースで使用される制御信号プロトコルに関する仕様を規定する。</p> <p>1.1 適用規定 本書で定義する技術仕様の範囲を次の通りとする。MGSとGS間で使用するSIP、ENUMおよびDNSは、TTC標準に準拠します。</p> <p>1.2 （略）</p> <p>2. SIP適用規定 SIP仕様は「TTC標準 IMS事業者網間の相互接続共通インタフェース」に準拠します。以下に示すTTC標準をベースドキュメントとし参照します。 ・TTC標準 JJ-90.30 第10.0版 IMS事業者網間の相互接続共通インタフェース ・TTC標準 JJ-90.28 第4.1版 緊急通報呼に関する NNI 仕様 ・TTC標準 JJ-90.27 第9.0版 着信転送サービス（CDIV）に関するNNI仕様</p> <p>2.1 SIP設定条件 当社のパラメータ設定条件は表2.1-1に示します。TTC標準 JJ-90.30に示されるオプション項目は事業者ごとに選択できるものですが、当社網としての規定、および直接協定事業者の網に期待する規定を表2.1-2に示します。 表2.1-2内付表i.4-10/JJ-90.30 SDP行の項番4に示されるa=行の規定について、表2.1-3に示します。</p> <p style="text-align: center;">表2.1-1～2（略）</p> <p style="text-align: center;">表2.1-3 付表i.4-10/JJ-90.30 SDP行 項番4のa=行に係る規定</p>

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/1改正）

新				旧			
属性情報(a=行)パラメータ		当社 <u>SBC</u> → 他事業者 <u>SBC</u> 向 けの Offer時の設定内容	他事業者 <u>SBC</u> → 当社 <u>SBC</u> 向けの Offer設定受け入れ 判定	属性情報(a=行)パラメータ		当社 <u>MGS</u> → 他事業者 <u>GS</u> 向けの Offer時の設定内容	他事業者 <u>GS</u> → 当社 <u>MGS</u> 向けの Offer設定受け入れ 判定
No	Attribute			No	Attribute		
(略)				(略)			
3~4 (略)				3~4 (略)			